

【記入例】

※様式が変わりましたのでご注意ください。

申告書の書き方

個人番号(マイナンバー)を
記入する必要があります。

令和8年度分 市民税・県民税申告書

取手市長殿	現住所	取手市〇〇〇	整理番号				
	1月1日現在の住所	同上	業種又は職業				
	フリガナ	トリデ タロウ	電話番号	77-〇〇〇〇			
	氏名	取手 太郎	個人番号	××××××××××××××			
提出年月日	年 月 日	生年 月 日	明・大・昭 平・令	世帯主の氏名	取手 太郎	続柄	本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料	社会保険の種類	支払った保険料
社会保険料控除	源泉のとおりの介護保険	228,500円 23,460円
	合計	251,960円
⑮ 生命保険料	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
生命保険料控除	48,000円	
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	介護医療保険料の計	
	24,000円	
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
⑰～⑲ 障害者控除	⑰ 寡婦控除 ⑱ 死別 ⑲ 生死不明 ⑲ 離婚 ⑲ 未帰還	⑲ ひとり親控除 ⑲ 勤労学生控除(学校名)
⑳ 障害者控除	フリガナ氏名 個人番号	障害の程度 級度
	フリガナ氏名 個人番号	障害の程度 級度
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ氏名 個人番号	生年月日 明・大・昭 平・令
	トリデ ハナコ 取手 花子	40・7・1 0円
㉓～㉔ 扶養控除・特定親族特別控除	フリガナ氏名 個人番号	生年月日 明・大・昭 平・令
	トリデ イチロウ 取手 一郎	15・7・1 同居・別居の区分 同居 継続特親 子
	フリガナ氏名 個人番号	生年月日 明・大・昭 平・令
	フリガナ氏名 個人番号	生年月日 明・大・昭 平・令
	フリガナ氏名 個人番号	生年月日 明・大・昭 平・令
	フリガナ氏名 個人番号	生年月日 明・大・昭 平・令

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

1 6歳未満の扶養親族(控除対象外)	フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	同居 継続特親
	個人番号			同居 継続特親	
	フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	同居 継続特親
	個人番号			同居 継続特親	
2	フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	同居 継続特親
	個人番号			同居 継続特親	
	フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	同居 継続特親
	個人番号			同居 継続特親	
3	フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	同居 継続特親
	個人番号			同居 継続特親	
	フリガナ氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	同居 継続特親
	個人番号			同居 継続特親	

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

㉗ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉘ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア	
	業	農	イ	
	不動産	ウ		
	利子	エ		
	配当	オ		
	給与	カ		
	公的年金等	キ	2,529,383	
	業務	ク		
	その他	ケ		
	短期	コ		
	長期	サ		
一時	シ			
2 所得金額	事業	営業等	①	
	業	農	②	
	不動産	③		
	利子	④		
	配当	⑤		
	給与	⑥		
	公的年金等	⑦	1,429,383	
	業務	⑧		
	その他	⑨		
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩	1,429,383	
	総合譲渡・一時	⑪		
合計	⑫	1,429,383		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	251,960	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮	44,000	
	地震保険料控除	⑯		
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱		
	勤労学生控除	⑲～⑳		
	障害者控除	㉑～㉒		
	配偶者(特別)控除	㉓～㉔	330,000	
	扶養控除	㉕		
	特定親族特別控除	㉖	450,000	
	基礎控除	㉗	430,000	
⑬から㉗までの計	㉘	1,505,960		
雑損控除	㉙			
医療費控除	㉚			
合計(㉘+㉙+㉚)	㉛	1,505,960		

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

- ☐ 給与から差引き(特別徴収)
☐ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。